

(第2版 令和6年5月)

令和6年度  
ヨコハマ市民まち普請事業



～応募の手引き～

提案募集期間

令和6年2月13日(火)

～5月31日(金) 17時 まで

横浜市都市整備局地域まちづくり課

**私たちのまちを**

**私たちでつくる**

**きっとまちが好きになる**

## **まち「普請」とは**

「普請（ふしん）」とは、「普く請う（あまねくこう）」とも読み、「力を合わせて作業に従事すること」という意味が含まれています。

「公共」は行政によってのみ担われるものではなく、特に地域に根ざした身近な課題への対応などに市民のみなさんが主体的に関わることで、参加する人や地域に暮らす人々の満足度を高めることにつながっていきます。

「まち普請」には、市民に身近な「まち」に「普請」の輪を広げていきたいという願いが込められています。

# 令和 6 年度ヨコハマ市民まち普請事業応募の手引き

## 目次

|                      |                                |         |
|----------------------|--------------------------------|---------|
| ヨコハマ市民まち普請事業とは？      | 事業の目的・支援内容・事業の流れ<br>子育てプラスについて | P2,P3   |
| 伴走支援とまちづくりコーディネーター   | 伴走支援、まちづくりコーディネーターの紹介          | P4      |
| 活動助成金とは？<br>整備助成金とは？ | 対象となる経費、対象とならない経費              | P5      |
| 応募の方法                | 受付期間・提出書類・提出方法・事業スケジュール        | P6      |
| 応募の要件                | 応募グループの要件、提案内容の要件              | P7      |
| コンテストについて            | 実施方法、審査員紹介、コンテスト内容、審査基準        | P8,P9   |
| その他                  | 活動懇談会、現地視察、整備施設見学バスツアー         | P10     |
| まち普請事業の紹介            | 整備事例集、facebook                 | P11     |
| まちづくり活動をするにあたって      | 市民活動保険について                     | P12     |
| ヨコハマ市民まち普請事業に関する QA  | 応募申し込みにあたって                    | P13,P14 |
| 1次申込書・提案書作成の注意事項等    | 注意事項、記入例                       | P15~P21 |

## ヨコハマ市民まち普請事業とは？

市民の皆さんが主体となって行う地域の課題解決や魅力向上のための施設（ハード）整備を伴うまちづくりに対して横浜市が支援を行う事業です。

市民の皆さんによる「アイデア検討」や「コンテストへのチャレンジ」、「整備への労力提供」や「整備後の施設の維持管理、活用・運営」などの機会を通じて地域コミュニティが活性化し、地域まちづくりの輪が広まることで、地域に合ったまちづくりの実現、横浜の魅力を一層向上させていくことを目的としています。

### — まち普請事業における主な支援 —

#### その1 伴走支援

コンテストに向けて提案内容の整理や関係機関との調整など、地域まちづくり課職員が打ち合わせ等に参加し、支援します。

#### その2 コーディネーター派遣・紹介

まちづくりに関する知識と経験があるまちづくりコーディネーターを派遣・紹介します。

#### その3 活動助成金の交付

1次コンテストを通過したグループに、2次コンテストに向けて行う活動に要する費用のための活動助成金（最大 30 万円）を交付します。

#### その4 整備助成金の交付

2次コンテストを通過したグループには施設整備のための整備助成金（最大 500 万円）を交付します。

### ● まち普請事業の流れ

応募申込書  
提案書の提出

まちづくり活動が初めての方も、地域まちづくり課にご相談ください。  
提案書の書き方や内容の整理など市職員がサポートします。

1次コンテスト

プレゼンテーションや審査員との質疑応答などにより、2次コンテストに進む提案（活動助成金の交付対象の提案）が選考されます。

#### 活動助成金を交付

2次コンテスト  
に向けた活動

グループ内での打ち合わせを重ね、提案内容の整理、また、地域での合意形成を進めていただきます。その他、まち普請を活用した先輩に相談いただける活動懇談会への参加などを通し、提案内容の実現性を高めていただきます。

2次コンテスト

プレゼンテーションや審査員との質疑応答などにより、整備助成金の交付対象となる提案が選考されます。

#### 整備助成金を交付

施設の整備  
維持管理

施設の整備、整備した施設の維持管理は皆さんで行っていただきます。整備した施設は建物新築の場合 10 年、それ以外の場合は5年間維持管理していただきます。

● **横浜市民まち普請事業 子育てプラス**

横浜市中期計画(2022~2025)を市民主体のまちづくりで推進するため、令和5年度から横浜市民まち普請事業「子育てプラス」として、コンテストの選考件数を拡充し、支援体制をパワーアップしています!

**基本戦略 ~子育てしたいまち・次世代を育むまち横浜~**

テーマ1:子育て世代への直接支援



**こまちプラス (戸塚区)**  
孤立しがちな子育て中の  
母親たちの居場所づくり  
H26 年度整備

テーマ2:コミュニティ・生活環境づくり



**CASACO (西区)**  
外国人と子ども、そして地  
域の人々が集う居場所づく  
り  
H27 年度整備

テーマ3:生産年齢人口流入による経済活性化



**東山田工業団地に案内板、  
掲示板、会社マークを設置  
(都筑区)**  
住宅が増え始めた工業団  
地で、企業と住民の交流を  
促進  
H28 年度整備

テーマ4:まちの魅力・ブランド力向上



**中川駅前中央遊歩道  
(都筑区)**  
駅前遊歩道に花壇ベンチ  
やプランター、階段アートで  
魅力づくり  
H25 年度整備

テーマ5:都市の持続可能性



**Co-coya (緑区)**  
自然に還る素材で、空き家  
を改修  
井戸(水)と薪ストーブ  
(火)で、防災拠点としても  
活躍  
R3年度整備



中期計画の詳しい内容は  
市ウェブページにてご確認ください。

**横浜市中期計画**



これまでの整備事例は  
「整備事例集」でご覧いただけます。



Q どんな内容の  
提案でもいいの?



Q 子育ての提案  
じゃないけど  
応募できる?



A どんな提案でも  
ご応募いただけます!



まち普請事業では、様々な活動を通じて地域み  
んなで子育てを支える地域まちづくりを目指し  
ています!  
地域一丸となって取り組むまちづくりの提案を  
お待ちしております!

## 伴走支援 と まちづくりコーディネーター

「伴走支援」としてまちづくりコーディネーターや地域まちづくり課の職員等が地域の皆さんの打合せなどに参加し、コンテストに向けた提案内容の整理や関係機関との調整などお手伝いします。



応募を考えている方、まちづくり活動が初めての方など、  
お気軽に地域まちづくり課にご相談ください。  
今後の進め方や提案書の書き方など、一緒に検討いたします！

### ● まちづくりコーディネーターとは？

まちづくりコーディネーターは、地域での勉強会や検討会、まち歩きなどに参加し、地域まちづくり団体の組織化や合意形成の方法などについて、助言を行うまちづくりの専門家です。

まち普請の提案グループへは、合意形成や提案内容（建物の計画、活動内容など）についての助言を行っています。

まちづくりコーディネーターの登録簿をご覧いただけます。



横浜市 まちづくりコーディネーター



### ● 事前登録とまちづくりコーディネーターの派遣

皆さんが考えるまちづくりのアイデアを、より提案しやすくするために「事前登録制度」があります。

令和7年度のヨコハマ市民まち普請事業に応募することを検討している方は「事前登録」をすることで、「まちづくりコーディネーターの派遣」を受けることができます。\*

\*派遣の可否、回数は予算の範囲内により決定されます。

・まち普請にご興味がある方  
・コーディネーター派遣を受けたい方  
地域まちづくり課にご連絡ください！

### ● まちづくりコーディネーターの紹介

1次コンテストを通過したグループにはまちづくりコーディネーターへの謝礼・技術料などに活用いただける、活動助成金（次ページ参照）が交付されます。登録簿に記載されているコーディネーターをご紹介します。

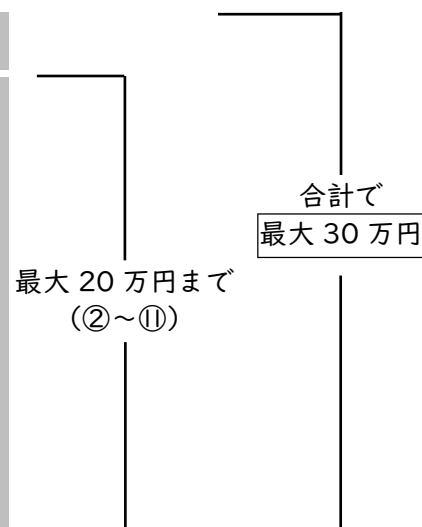
\*コーディネーターとのご契約等は直接グループの皆さんに行っていただきます。

## 活動助成金とは？

1次コンテストを通過したグループへ、2次コンテストに向けて提案内容をブラッシュアップさせるための活動に対し、助成金を最大30万円交付します。

### 【活動助成金の対象となる経費】

- ① まちづくりコーディネーターへの謝礼・技術料
- ② 講師等への謝礼・技術料
- ③ 図面作製費
- ④ 模型材料費
- ⑤ 調査・実験のための器具・材料費。  
\*単価が3万円未満でかつ原則として消耗品に限る
- ⑥ 用紙等事務用品費
- ⑦ 資料等のコピーまたは印刷費
- ⑧ 会場使用料または機材等賃借料
- ⑨ 参考図書等の購入費
- ⑩ 資料等の郵送費。  
\*電話代及び電子メール等通信料は除く
- ⑪ 写真及び映像記録費



### 【活動助成金の対象とならない経費】

上記に記載されていないものにかかわる経費は、対象なりません。

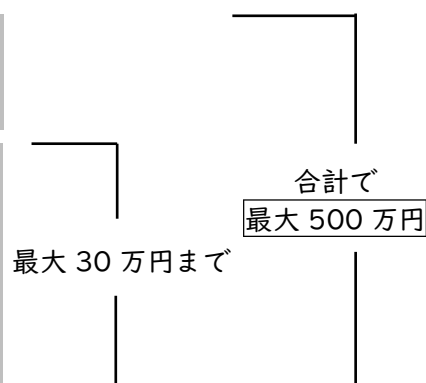
- ・パソコンなど汎用性が高く、使用目的が2次コンテストに向けた活動に必要なと特定できないもの。
- ・人件費、物品購入時の送料、振込手数料、交通費、接待交際費(飲食代など)
- ・その他、まち普請事業への提案内容と直接的に関わらないもの ※都度ご相談ください。

## 整備助成金とは？

2次コンテストを通過したグループに対し、整備のための助成金を、最大500万円交付します。

### 【整備助成金の対象となる経費】

- ① 設計費
- ② 工事費
- ③ 工事監理費
- ④ 整備に必要な活動費のうち「ヨコハマ市民まち普請事業活動助成金交付要領」第4条第1項に定める各経費(まちづくりコーディネーターへの謝礼、図面作製費、模型材料費等)  
\*活動費の助成金の上限は最大30万円までです。(コーディネーターへの謝礼を除く項目の合計金額は20万円を限度とします。)



### 【整備助成金の対象とならない経費】

上記に記載されていないものにかかわる経費は、対象なりません。

- ・移動可能な机や椅子の購入費
- ・土地、建物の購入、借用の費用
- ・人件費、物品購入時の送料、振込手数料、交通費、接待交際費(飲食代など)

# 応募の方法

## ● 受付期間

令和6年2月13日(火)～令和6年5月31日(金)17時必着  
(メールにてご送付ください。)

## ● 提出書類 (記載の注意事項 14 ページ)

- 提出書類チェックシート
- 1次コンテスト応募申込書(第2号様式・A4判2ページ)〈非公開資料〉
- 第1次提案書(第3号様式・A4判2ページ)〈公開資料〉
- 位置図(A4判1ページ)〈公開資料〉
- 現況写真(A4判1ページ)〈公開資料〉
- 活用イメージ図(A4判1ページ)〈公開資料〉
- その他の資料(A4判1ページ)〈公開資料〉

- ※ 提出された応募書類は返却しませんので、必ず写しを保管してください。
- ※ 応募書類の作成や提出にかかる費用は、提案グループの負担となります。
- ※ 提案書は、市のウェブページで公開します。

## ● 提出方法

Eメール (tb-seibiteian@city.yokohama.jp) によりご提出ください。

\*個人情報が含まれるためファイルにパスワードを設定して送信してください。(5MB 以上のファイルを送信する場合は、事前に担当窓口へご連絡ください。)

## ● 提出先 (担当)

横浜市 都市整備局 地域まちづくり課 まち普請事業担当

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10(横浜市庁舎 29 階)

電話 045-671-2679 Eメール [tb-seibiteian@city.yokohama.jp](mailto:tb-seibiteian@city.yokohama.jp)

開庁時間 8時45分～12時00分、13時00分～17時15分

(土・日・祝日及び年末年始の閉庁日を除く)

## ● 事業のスケジュール (予定)

|              |  |
|--------------|--|
| 令和6年7月21日(日) | 1次コンテスト  |
| 9月22日(日)     | 活動懇談会(P10参照)   |
| 10月31日(木)    | 2次コンテスト対象提案現地視察(P10参照)   |
| 11月28日(木)    | 2次提案書提出メ切(17時必着)   |
| 令和7年1月26日(日) | 2次コンテスト  |
| 令和7年4月以降     | 整備の実施(令和7年度中に整備完了)<br>施設の運営・維持管理<br>整備成果報告書の提出<br>現地見学会での見学者受け入れ |

### 提出書類のダウンロード

市ウェブページより  
ダウンロードいただけます。



まち普請 応募





## 応募の要件

**要件① 次の要件をすべて満たすグループによる提案(応募)であること。**

- 次のいずれかに該当する横浜市内の住民等を3人以上含んでいる。
  - 1 整備場所又はその近く<sup>※1</sup>にお住まいの方
  - 2 整備場所又はその近く<sup>※1</sup>で事業を営んでいる方
  - 3 整備場所又はその近く<sup>※1</sup>に土地や建物を所有している方
- 自らが主体となって整備を行う意欲がある。
- 事前に地権者等<sup>※2</sup>に整備提案の内容及び本事業に応募することを説明している。

※1「その近く」とは、原則として、整備予定場所が所在する町丁目とその町丁目に隣接した町丁目までとしています。

※2 地権者等とは土地・建物を所有している、借りている、又は実質的に使用権利を持つ者(会社や行政機関を含む)です。

**要件② 次の要件をすべて満たす提案であること。**

- 住民等が持つ新しい発想、手法、地域の資源などを生かした取組で、その成果が地域まちづくりに寄与すると考えられる。
- 住民等が主体となって実施できる範囲である。
- 公共性がある。

### 注意事項等

- **下記の内容を含む提案をすることはできません。**
  - ・営利、宗教、政治または選挙活動を目的としている
  - ・特定の個人のみが利益を受ける
  - ・公序良俗に反する
  - ・国、地方公共団体、もしくはそれらの外郭団体から資金的支援を受けているまたは受けようとしている
  - ・ヨコハマ市民まち普請事業整備助成金を受けて整備した施設<sup>※</sup>のメンバー又は提案を行ったメンバーが過半を占めるグループが、整備した施設又はその近くで行う提案
- ※ 新築の建物は10年間、それ以外の施設は5年間経過したものを除く。
- **下記の内容を含む行為を整備した施設で行うことはできません。**
  - ・宗教、政治または選挙活動を目的とした行為
- **下記の期間の間、整備した施設を最低限維持管理していただきます。**  
建物新築の場合:10年間　その他の場合:5年間
- **施設整備の工事は下記の期間に実施していただきます。**  
着手:令和7年4月以降　(着手の前に整備助成金交付申請の手続きが必要です。)  
完了:令和8年2月末　(工事完了後、助成金の精算手続きなどが必要です。)

## コンテストについて

横浜市民まち普請事業では、2次コンテスト対象提案、整備助成対象提案等をコンテストにより選考します。選考は、学識経験者、まちづくり実践者、公募市民など8人※で構成される「横浜市地域まちづくり推進委員会横浜市民まち普請事業部会」が行います。

なお、選考過程の透明性、公開性を高め、公平性を確保するため、公開コンテストにより選考します。

### ※ 横浜市地域まちづくり推進委員会横浜市民まち普請事業部会委員名簿（五十音順）

|        |                                     |
|--------|-------------------------------------|
| 朝比奈 ゆり | 東京ボランティア・市民活動センター専門員（市民活動支援、みどり環境）  |
| 植松 満美子 | 松ヶ丘自治会会長（まちづくり、市民活動）                |
| 川原 晋   | 東京都立大学都市環境学部教授（市民事業、観光まちづくり、都市デザイン） |
| 後藤 智香子 | 東京都市大学環境学部准教授（まちづくり、住環境、こども環境）      |
| 杉崎 和久  | 法政大学法学部教授（都市計画、まちづくり）               |
| 肥後 貴美子 | 市民委員（公募）                            |
| 松村 正治  | NPO 法人よこはま里山研究所理事長（市民協働、環境社会学）      |
| 鳥海 知恵子 | 市民委員（公募）                            |

### ● コンテストの内容

- ・ 提案グループによるプレゼンテーション
  - ・ 審査員との質疑応答
  - ・ 審査員による投票
- 等

\* コンテストの詳細は、横浜市民まち普請事業部会で決定されます。



提案グループのプレゼンテーション



結果発表



審査員との質疑応答

1次コンテストでは「2次コンテストの対象提案」が、  
2次コンテストでは「整備助成金の交付対象提案」が、  
当日その場で選考されます。

## ● 審査基準

### 1次コンテスト

#### 1 創意工夫

- ・住民等が持つ発想、方法などを生かしたアイデアやユニークさ

#### 2 意欲

- ・自ら主体となって整備の推進に取り組む意欲
- ・整備の実現に向けて、住民参加や提案の精度を高める活動に取り組む意欲

#### 3 公共性

- ・地域の課題やニーズの的確な把握、地域への貢献度

### 2次コンテスト

#### 1 創意工夫

##### ・【計画の工夫】

住民等が持つ発想、方法などを生かしたアイデア、ユニークさ及びデザインへの配慮

##### ・【工事の工夫】

整備工事における地域での費用や労力の負担方法などの工夫

##### ・【維持管理の工夫】

整備した施設の維持管理・運営の実施方法などの工夫

#### 2 実現性

- ・地域（地権者、整備場所の近隣住民、地域住民、自治会町内会等）での合意形成
- ・関係機関との調整
- ・整備する施設の維持管理・運営計画

#### 3 公共性

- ・地域の課題やニーズの的確な把握、地域への貢献度

#### 4 費用対効果

- ・整備の規模（数量）と整備による効果の妥当性
- ・コスト削減の工夫

#### 5 地域まちづくりへの発展性

- ・整備をきっかけに地域のコミュニティが広がる、又は深まる可能性
- ・整備をきっかけに地域のまちづくり活動が活発化する可能性
- ・他の地域によい影響を与える可能性



子育てプラス

## その他 まち普請事業の紹介

1次コンテスト通過後に参加していただくもの



### 活動懇談会 (9月頃)

まち普請事業を活用して施設を整備した方たち数名をお呼びして、みなさまの提案内容の悩み、経験者としての知恵や施設運営の工夫などざっくばらんにお話し、お聞きいただける場です。



### 現地視察 (10月頃)

審査員が各グループの提案する施設整備予定場所を視察します。グループのみなさまには、提案内容の説明、審査員からの質疑に対しての回答をしていただきます。

## 整備施設の見学バスツアーを開催します!

提案を検討されている方向けに、これまでまち普請で整備された施設を見学するバスツアーを開催します。当日は実際に整備した先輩からまちづくりのコツや提案のヒントになるような話をさせていただきます。



開催  
日時

2023.10.10

40

終了しています。

参加  
費用

次回は令和7年1月以降の予定です。

参加  
条件

まち普請事業に

まずは地域まちづくり課

事前登録した方

にご相談ください!

## 整備事例集 VOL.1~VOL.17



全てご覧いただけます！

これまで、60 を超える施設の整備にまち普請事業が活用されてきました。

市 Web ページで、過去の「まち普請整備事例」をまとめた「整備事例集」をダウンロードいただけます。

## Facebook 「ヨコハマ市民まち普請ひろば」

地域まちづくり課公認の Facebook アカウントです。

Facebook に登録していなくても見ることができます。



Facebook は協働事務局の横浜市住宅供給公社が運営しています

まち普請ひろば



## ご相談をお待ちしております！

“まち普請事業について興味がある、相談したいことがある、応募書類を作成したけれど不備がないか確認してほしい・・・”

こうした点について少しでも気になる方は、

**地域まちづくり課** までお気軽にご相談ください！

地域まちづくり課 ヨコハマ市民まち普請事業担当

☎ : 045-671-2679

メール : tb-seibiteian@city.yokohama.jp



子育てプラス

## まちづくり活動をするにあたって

### ● 市民活動保険

市民活動保険は、ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、横浜市があらかじめ保険料を負担し、保険会社と契約をしている制度です。

事前の加入や登録の手続きは必要ありません。

詳細は市 Web ページからご覧ください。

#### 【対象となる方】

もっぱら市内でボランティア活動（自主的に行う公益性のある奉仕活動）を行う方

#### 【対象となるボランティア活動】

次の4つの要件を全て満たす奉仕活動

- ・自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である自治会町内会が行っている活動
- ・無報酬の活動（交通費などの実費の支給は可）
- ・継続的、計画的に行っている活動
- ・公益性のある活動



詳しい内容は市ウェブページにてご確認ください。

【担当部署】

市民局地域活動推進課

市民活動保険



## ヨコハマ市民まち普請事業に関する QA

### ● 応募申し込みにあたって

|   |                                      |   |
|---|--------------------------------------|---|
| 1 | 1グループで複数提案することはできますか？                | ・同年度に同一グループによる複数の提案は受け付けることができません。1つの提案にまとめてください。   |
| 2 | 整備場所を具体的に特定しなくても提案することはできますか？        | ・整備場所を特定しないと提案することはできません。   |
| 3 | 整備内容を具体的に特定しなくても提案することはできますか？        | ・整備内容を特定しないと提案することはできません。   |
| 4 | 地域で整備に要する費用を負担しないと提案できないのですか？        | ・費用を負担する内容でなくても提案することができますが、労力の負担や材料調達、整備した施設の維持管理の工夫などを検討することが望ましいです。  |
| 5 | 地権者等の合意が得られなくても提案することはできますか？         | ・地権者等*の合意が得られていなくても提案することはできます。ただし、1次コンテストの応募に先立ち、地権者等に提案内容やコンテストに応募することを説明していただき、1次コンテストの応募書類にその説明状況を記入していただきます。<br>また、2次コンテストまでに、地権者等の合意を得ていただくことが必要になります。<br>(※) 土地所有者や借地権者、実質的に使用権利を持っている方や会社、又は公共施設管理者 |
| 6 | 個人の土地を借りる提案で、借用期限が付く場合、提案することはできますか？ | ・提案することはできますが、整備助成金の交付条件として、建物を新築する場合は10年間、その他は5年間、施設の維持管理をしていただく必要があります。   |
| 7 | 法人は応募できますか？                          | ・提案グループの構成は個人単位となります。例えば、法人の代表者等にグループの構成員になっていただき、かつ地域の住民等を3人以上含むという要件を満たす形で応募することは可能です。  |
| 8 | 他の区局などの助成も同時に交付を受けるのはかまいませんか？        | ・同じ整備内容に対して他の助成金を充当することはできませんが、まち普請事業の助成金と明確に区分ができればかまいません。応募書類にその旨を記載してください。また、応募の際に必ずご相談ください。   |

● 応募書類について

|   |   |  |
|---|---|--|
| 1 | コンテスト応募書類提出締切後に計画の変更があった場合、応募書類の差し替えはできますか？     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・応募書類の差し替えはできません。</li> <li>・計画を変更した場合は、コンテストでの発表時に説明していただきます。</li> </ul>                                      |
| 2 | グループの会報や活動に関する新聞記事を読んでほしいので、応募書類と一緒に提出してもよいですか？ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1次提案書の「その他の資料」として添付することができますが、A4判1ページを超える資料を提出することはできません。</li> </ul>  |
| 3 | 応募書類の様式を横浜市のホームページから入手できますか？                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市整備局のヨコハマ市民まち普請事業のページから入手できます。(P6参照)</li> <li>・必ず応募年度の様式を使用してください。ご不明な場合は、担当窓口(P6参照)へお問い合わせください。</li> </ul> |

● コンテスト

|   |                            |  |
|---|----------------------------|--|
| 1 | コンテストの時間、流れを教えてください。       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・例年 10 時半から 17 時頃まで開催しています。</li> <li>・整備提案のプレゼンテーション、審査員との質疑応答を行っていただき、その後公開での投票、結果発表となります。</li> <li>・詳細が確定次第(6月以降)、プログラムを発表いたします。</li> </ul> |
| 2 | 発表は、どのように行いますか？            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・5分程度の時間の中で整備提案を発表していただきます。</li> <li>・発表用の資料は、模造紙、パワーポイントなど形式は自由です。</li> </ul> <p>発表用資料はコンテスト前にご提出いただきます。(提出期日等はお申込みいただいた方に別途ご連絡いたします。)</p>   |
| 3 | コンテストで選ばれなかった理由は教えてもらえますか？ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・通過、不通過グループともに今後の活動の参考にしていただくため、審査委員からの講評コメントを後日文書でお知らせします。</li> </ul>  |

● 助成金について

|   |                        |   |
|---|------------------------|---|
| 1 | 助成金は交付申請金額の全額が交付されますか？ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市で申請内容を審査したうえで交付決定しますので、交付申請額が全額交付されるとは限りません。</li> </ul>   |
| 2 | 整備助成金はいつ交付されますか？       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として地域まちづくり課職員による整備完了の確認後になります。</li> <li>・*原材料を購入し労力を住民等が負担して行う場合、工事等で費用の一部を完成前に支払うことが必要となる場合などは、前払いすることができます。ただし、助成金全額を前払いとすることはできません。</li> </ul> |



## 1次申込書・提案書作成の注意事項等

|   |  |
|---|--|
| <p>1次コンテスト応募申込書<br/>(第2号様式)</p>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案名・提案グループ名はそれぞれ 25 文字以内です。</li> <li>・提案グループの要件 (P7参照) を満たすメンバー構成であることを確認してください。</li> <li>・メンバー数と年代構成の人数の合計が同じであることを確認してください。</li> <li>・連絡責任者を除きメンバーの住所には番地を記載しないでください。(「町丁目」までを記載してください)</li> </ul> |
| <p>第1次提案書(第3号様式)<br/>ページを増やすことはできません。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・文字の大きさは 10.5 ポイント以上です。(フォントは問いません)</li> <li>・提案名、提案グループ名が申込書と同じであることを確認してください。</li> <li>・個人情報が記載されていないことを確認してください。<br/>*提案書はまち普請ウェブページ等で公表するため</li> <li>・整備場所の地権者等への説明状況を記載してください。</li> </ul>        |
| <p>位置図 (A4 1ページまで)</p>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・方位が記載されているか確認してください。</li> <li>・地図の著作権が問題ないか確認してください。</li> </ul>  |
| <p>現況写真 (A4 1ページまで)</p>                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・A4 用紙の使い方は自由です。</li> </ul>   |
| <p>活用イメージ図 (A4 1ページまで)</p>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・A4用紙の使い方は自由です。</li> </ul>  |
| <p>その他資料 (A4 1ページまで)</p>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・A4 用紙の使い方は自由です。</li> </ul>   |

### その他

「ステップアップシート」(P17)を提案内容の整理にお役立てください。

## ヨコハマ市民まち普請事業 1次コンテスト 提出書類チェックシート

応募の際にはこのチェックシートに必要な事項を記入し、応募申込書等と一緒に送付してください。

|          |          |
|----------|----------|
| 提出日      | 令和 年 月 日 |
| グループ名    |          |
| 提案場所の所在地 | 横浜市      |

提出書類チェックシート(この書類です。)

1次コンテスト応募申込書(第2号様式)

- 提案名・提案グループ名が25文字以内か
- 提案グループの要件を満たすメンバーか
- グループのメンバー数と年代構成の人数の合計が同じか
- 連絡責任者を除きメンバーの住所に番地が記載されていないか
- 「フリガナ」は振ってあるか
- 未記入の箇所はないか

第1次整備提案書(第3号様式)

- 文字の大きさが10.5ポイント以上か
- 提案名・提案グループ名が応募申込書と同じか
- 地権者等への説明状況が記載されているか
- 個人情報に記載されていないか
- 最後のチェックボックスにチェックが入っているか
- 2ページ以内に収まっているか

位置図(A4判1ページ)

- 方位が記載されているか
- 地図の著作権は問題ないか  
(区民マップ・i-マップはOK。グーグルマップは出典を記載。例:「出典:Google Maps」)

現況写真(A4判1ページ)

活用イメージ図(A4判1ページ)

【任意】その他資料(A4判1ページ)

応募書類の写しを取っているか(応募書類は返却いたしません。)

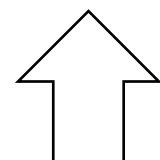
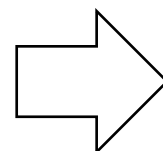
どのような地域にしたいですか？

を  
目指  
します。

目指す地域を実現するためにはどのようなことが必要ですか？

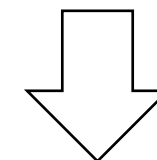
が  
必要  
です。

そのために・・・



人とのつながり、活動を通じて・・・

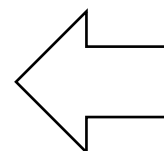
どのような人と、どのような活動をしますか？



そのために・・・

何を整備しますか？どう活用しますか？

その施設で・・・



整備した施設を効果的に、より長く活用するための維持管理や運営をどのように工夫しますか？



| 提案グループのメンバー注3) 注4) |                       |                     |                                |
|--------------------|-----------------------|---------------------|--------------------------------|
| 氏 名                | 提案グループ内の<br>役割 (専門分野) | 他に所属している<br>市民活動団体等 | 住所又は整備場所<br>との関係注2)            |
| 石川 直子              | 広報担当                  | 子育てサークル             | 中区<br>港町1丁目<br>在住) 事業・土地建物・その他 |
| 山手 五郎              | 企画担当                  | 少年野球チーム             | 中区<br>港町1丁目<br>在住) 事業・土地建物・その他 |
| 根岸 達也              | HP担当                  |                     | 中区<br>港町1丁目<br>在住) 事業・土地建物・その他 |
|                    |                       |                     | 区<br>町・丁目<br>在住・事業・土地建物・その他    |
|                    |                       |                     | 区<br>町・丁目<br>在住・事業・土地建物・その他    |
|                    |                       |                     | 区<br>町・丁目<br>在住・事業・土地建物・その他    |
|                    |                       |                     | 区<br>町・丁目<br>在住・事業・土地建物・その他    |
|                    |                       |                     | 区<br>町・丁目<br>在住・事業・土地建物・その他    |
|                    |                       |                     | 区<br>町・丁目<br>在住・事業・土地建物・その他    |
| メンバー以外の協力者・協力団体    |                       | 協力内容                |                                |
| NPO法人●●会           |                       | イベント協力・企画支援         |                                |

注2) 提案グループには、次のいずれかに該当する横浜市内の住民等を3人以上含んでいることが要件となります。

- ①整備場所又はそのお近くにお住まいの方 (町名又は丁目まで記入したうえで「在住」に○)
- ②整備場所又はそのお近くで事業を営んでいる方 (町名又は丁目まで記入したうえで「事業」に○)
- ③整備場所又はその近くに土地や建物を所有している方 (町名又は丁目まで記入したうえで「土地建物」に○)

注3) 必ずご本人に了承を得たうえで記入してください。

注4) グループのメンバーに横浜市暴力団排除条例の排除対象者が含まれていると、提案できません。

※ 第2号様式は非公開です。ただし、選考の参考資料として用いるため審査委員への提供を行います。

## ヨコハマ市民まち普請事業

### 第1次提案書

注1) 3号様式はページを増やさず、必ず2ページ以内でまとめてください。

注2) 3号様式は市民に公開しますので、個人が特定できる情報は記入しないでください。

注3) 添付資料は位置図、現況写真、活用イメージ図、その他資料、各A4版1ページ、余白15mm以上としてください。

|  |                     |                    |
|--|---------------------|--------------------|
| 提案グループ名<br>(25字以内)   | 子どもの遊び場を創る会         | <b>忘れずにご作成ください</b> |
| 現在の主な活動<br>内容・活動実績   | ●●●                 |                    |
| 提案場所   | 中区本町6丁目             |                    |
| 提案名<br>(25字以内)   | 横浜中央公園に子どもの遊び場を整備する |                    |
| 提案する施設<br>(どのような施設の<br>提案ですか)  | ●●●                 | 整備費用の概算額：約 ●●● 万円  |
| 活用イメージ<br>(提案する施設で<br>どのようなことを<br>行いますか)                                   | ●●●                 |                    |
| 提案の背景（な<br>ぜ提案をするの<br>か、地域のニーズ<br>や課題、生かした<br>い地域の魅力等に<br>触れて説明してく<br>ださい） | ●●●                 |                    |

|   |            |
|---|------------|
| <p>目指す地域の将来像（提案を実現することで、どのような地域にしたいと考えますか）</p>      | <p>●●●</p> |
| <p>整備時の協働（つくるときに連携する仲間や活用する地域資源注4）に触れて説明してください</p>  | <p>●●●</p> |
| <p>運営時の協働（運営するときに連携する仲間や活用する地域資源注4）に触れて説明してください</p> | <p>●●●</p> |
| <p>その他提案について特にPRしたい点を記入してください。</p>                  | <p>●●●</p> |

注4) 「地域資源」とは、次のようなものを想定しています。

- 「ヒト」の例 ・地域のPTAから協力を受けられそう。 ・地域に設計の専門家がいる。
- 「モノ」の例 ・整備に必要な材料を安く入手できそう。 ・整備に必要な建設機械を安く借りられそう。
- 「カネ」の例 ・自治会町内会から資金的な支援を受けられそう。 ・バザーなどで資金を集められそう。

| 整備場所の地権者等注5)への提案内容及びコンテストに応募することについての説明状況 |            |
|---|------------|
| 説明の相手方                                    | 相手方の意見等    |
| <p>●●●</p>                                | <p>●●●</p> |

注5) 土地・建物を所有している、借りている、又は実質的に使用権利を持つ者（会社や行政機関も含む）

記載内容について、次の内容を確認後チェックボックスに✓を入れてください。

- 記載内容は真実であり、虚偽はありません。
- 記載内容に個人情報はありません。



地域まちづくり課  
ヨコハマ市民まち普請事業担当  
045-671-2679